

『新中学校建設用地の適地選定（中間案）』 意見募集（パブリックコメント）実施要領（案）

全国的に人口減少・少子化が進行する中、角田市においても例外ではなく人口が減少し、今後ますます児童生徒数が少なくなることが見込まれていることに加え、昭和40年代から昭和50年代にかけて建設された学校施設の老朽化が進んでおり、子どもたちの教育環境へ与える影響等が懸念されています。

このような状況を踏まえ、角田市教育委員会では、児童生徒の教育環境を整え、その質の向上を図るため、令和2年1月策定の「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、「第1・2次行動計画」として、桜小と東根小の再編・統合を始めとして、これまで小中学校の再編・統合を行って参りました。

基本構想の「第3次行動計画構想（①角田小と横倉小の再編・統合、②桜小と北郷小の再編・統合、③角田中と北角田中の再編・統合）」については、令和6年3月に「角田市学校適正規模検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、検討して参りました。

教育委員会では、その報告書の内容を踏まえ、基本構想の「第3次行動計画構想」に示す学校再編・統合案のうち、角田中学校と北角田中学校の再編・統合を決定するとともに、両校再編・統合後の新中学校の適地選定や整備基本計画については、令和7年度以降に設置する検討委員会において検討することといたしました。

令和7年7月に再設置した検討委員会において、新中学校建設用地適地選定に関する事項について検討を重ね、この度、中間案を取りまとめました。

この中間案を踏まえ、今後、市教育委員会としての新中学校建設用地の適地を選定するにあたり、市民のみなさまからのご意見等を募集するものです。

1 名 称

新中学校建設用地の適地選定（中間案）

2 関係資料等の公表方法

① 市ホームページへの掲載

② 角田市教育委員会教育総務課（角田市役所東庁舎4階）での閲覧

3 意見の募集期間

令和7年11月19日（水）から令和7年12月18日（木）まで

※最終日までに必着

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 別紙の様式を用い、教育委員会教育総務課へ提出
- (2) 別紙の様式を用い、下記の 8 へ郵送、ファクシミリまたは電子メールに添付
- (3) 市が指定した Web フォームへの入力

5 意見提出の際の必須記入事項

- (1) 氏名（法人その他の団体の場合はその名称）
- (2) 住所（市外の方は、住所のほか、角田市に関わりのあることが分かる情報（例：角田市内の〇〇学校に通学、角田市内の〇〇会社勤務など）もご記入ください。）
- (3) 電話番号またはメールアドレス等の連絡先

※ 記入漏れがあった場合は、ご意見として受領できない場合があります。

6 提出された意見の公表

- (1) 提出いただいたご意見については、意見の件数、提出者数、意見の概要及び当該意見に対する教育委員会の考え方などを市のホームページへの掲載により公表します。その際、氏名、住所等は公表しません。
- (2) 同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表する場合があります。
- (3) 案に対する賛成、反対のみの意見や当該パブリックコメントに関係のない意見は、教育委員会の考え方を付さない場合や公表しない場合があります。

※ 提出いただいたご意見の受領の連絡や、意見に対する市の考え方等を個別に回答することはいたしません。

7 意見等を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- (3) 市内に通勤または通学する方
- (4) 本市に対して納税義務を有する方
- (5) この『新中学校建設用地の適地選定（中間案）』により直接的な利害関係を有すると認められる方

8 意見の提出先

角田市教育委員会 教育総務課

〒981-1592

住所：角田市角田字大坊41番地

ファクシミリ：0224-63-4884

メールアドレス：kyoui@city.kakuda.lg.jp

市が指定した Web フォーム

(別紙)

令和 年 月 日

角田市教育委員会（教育総務課扱い）あて

〒981-1592

住所：角田市角田字大坊4番地

ファクシミリ：0224-63-4884

メールアドレス：kyoui@city.kakuda.lg.jp

新中学校建設用地の適地選定（中間案）に関する意見

ご住所	(市外の方は、住所のほか、角田市に関わりのあることが分かる情報(例：角田市内の〇〇学校に通学、角田市内の〇〇会社に勤務など)もご記入ください。)
ふりがな お名前	
ご連絡先(電話番号 やメールアドレス)	
ご意見の内容	

※ 提出いただいたご意見については、意見の件数と提出者数、意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方を付して、市のホームページで公表します。意見受領の連絡や、意見に対する市の考え方等を個別に回答することはいたしません。ご了承ください。

『新中学校建設用地の適地選定（中間案）』説明会 （案）

角田市教育委員会では、令和7年7月に「角田市学校適正規模検討委員会」を設置し、角田中学校と北角田中学校の再編・統合にかかる新中学校建設用地の適地選定について検討してきました。

この度、当該委員会で協議してきた内容等を取りまとめた『新中学校建設用地の適地選定（中間案）』の説明会を下記により開催いたします。

どなたでも参加できますので、是非ご出席ください。

開 催 年 月 日	時 間	場 所
令和7年 11 月 20 日(木)	午後6時 30 分～	小田自治センター ホール
令和7年 11 月 25 日(火)	午後6時 30 分～	東根自治センター ホール
令和7年 11 月 26 日(水)	午後7時～	藤尾自治センター ホール
令和7年 11 月 27 日(木)	午後7時～	枝野自治センター ホール
令和7年 12 月1日(月)	午後7時～	横倉自治センター ホール
令和7年 12 月2日(火)	午後6時 30 分～	西根自治センター ホール
令和7年 12 月3日(水)	午後6時 30 分～	角田市市民センター201 会議室
令和7年 12 月4日(木)	午後7時～	桜自治センター ホール
令和7年 12 月5日(金)	午後7時～	北郷自治センター ホール

※ どの場所でも参加可能です。ご都合のつく時にご参加ください。

この中間案に対するパブリックコメントを令和7年 12 月 18 日（木）まで実施しています。閲覧場所は、市ホームページ及び教育総務課（市役所東庁舎4階）。提出方法は、市ホームページ掲載の入力フォームからの送信のほか、市ホームページ掲載の様式に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかの方法および教育総務課窓口で提出。なお、中間案の全文は、市ホームページをご覧ください。教育総務課（市役所東庁舎4階）でも閲覧できます。

市ホームページ（パブリックコメントウェブサイト）

<https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/.....>

QR

【お問い合わせ】 角田市教育委員会 教育総務課 電話 63-0130 FAX 63-4884